

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

1 設置又は変更の申請区分

製造所等の設置又は変更許可申請は、次の区分によること。

(1) 設置許可申請の対象となるもの

- ア 製造所等を設置しようとするとき。
- イ 製造所等に移転しようとするとき。
- ウ 製造所等の区分を変更しようとするとき。

※参考通知

「屋外タンク貯蔵所の位置の変更」(S52.10.12 消防危第149号質疑)

(2) 変更許可申請の対象となるもの

- ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとするとき。ただし、製造所等における軽微な変更工事に該当するものを除く。
- イ 火災等の事故により製造所等の構造又は設備の一部を破損したものを修復しようとするとき。
- ウ 製造所等の細区分を変更しようとするとき。
- エ 危険物の種類、数量を変更することにより、位置、構造又は設備が変更される場合で、規制が強化されることとなるとき。
- オ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える場合で、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあつては、縦及び横の長さをいう。）及び高さが建て替え前の直径及び高さと同規模以下であるとき。（H11.6.15 消防危第58号質疑）
- カ 簡易タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所の向きを変え、区画を変更し、又は位置をずらす等その設置場所で位置、区画を変更しようとするとき。なお、簡易タンク貯蔵所については、同一敷地内でその設置場所を変更する場合を含む。
- キ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更しようとするとき。ただし、同一敷地内における常置場所の変更は除く。
- ク 移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクを積載する車両又は移動貯蔵タンクを交換しようとするとき。
- ケ 保有空地を変更しようとするとき。

(3) 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合の手続き

- ア 複数の変更許可申請を行うことができる変更工事は、一の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案して相互に区別することができるものが該当するものであること。
- イ 区別することができる変更工事については、一の変更許可申請によるほか、申請者の選択により当該区別することができる変更工事ごとの申請もできることとする。

第2章 申請手続き及び方法

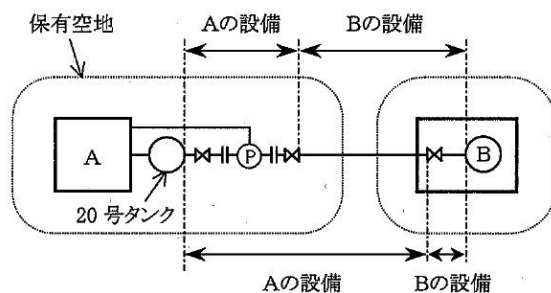
第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

ウ 最終の完成検査申請時までにはすべての変更許可申請に係る図面等の統一整合化を図ること。ただし、複数の変更工事が終了した後の最終の図面等を利用して、個々の変更許可申請に係る変更工事の内容であることが「変更工事の年月及び名称等」を記載することにより明確に把握できるようにした場合は、最終図面等をもって各変更許可の資料とすることができるものとする。なお、「図面等」には、図面のほか、機器リスト等が該当するものであること。

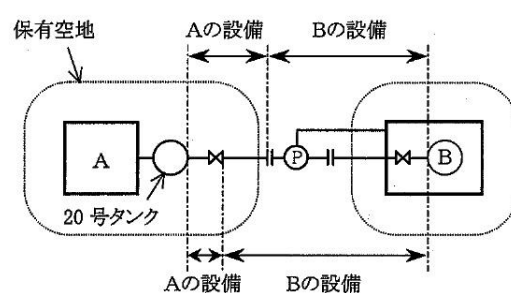
2 配管及び配管に接続される設備の範囲例

危険物を取り扱う配管及び当該配管に接続される設備は、ポンプ設備、弁、継手等により配管の分岐点を決め、これに基づき製造所等又は指定数量未満の施設等(以下「施設」という。)のいずれかの附属とすること。この場合、ポンプ設備にあつては当該設備の操作盤を有する施設に、戻り配管にあつては当該配管の起点を有する施設に附属するものである。以下に施設相互間に係る配管及び配管に接続される設備の範囲例を示す。

(1) 製造所又は一般取扱所相互間の場合

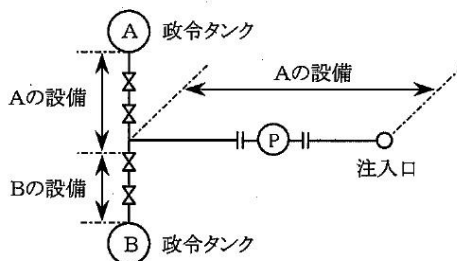


第1-1-1図

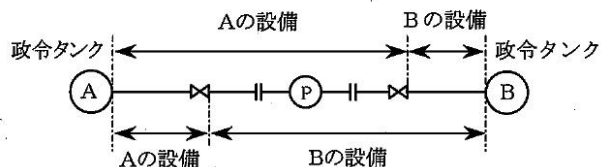


第1-1-2図

(2) 政令タンク(危政令で定める貯蔵タンクをいう。以下同じ。)相互間の場合



第1-1-3図

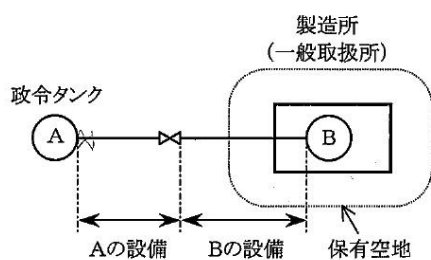


第1-1-4図

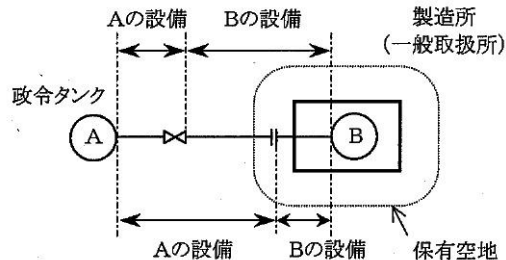
第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

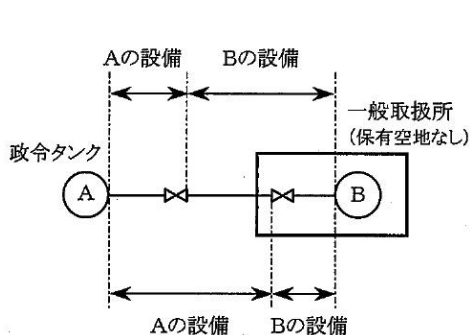
(3) 政令タンクと製造所(一般取扱所)の場合



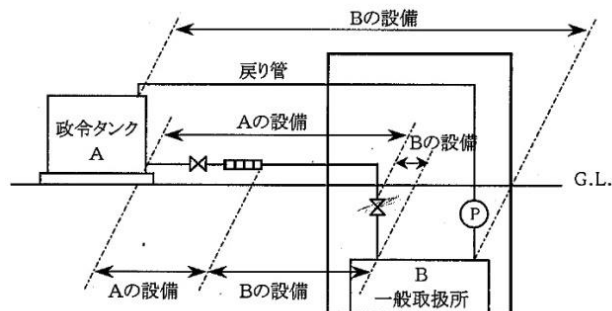
第1-1-5図



第1-1-6図



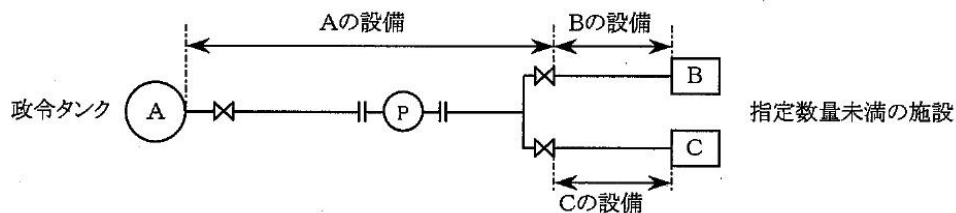
第1-1-7図



第1-1-8図

(4) 政令タンクと指定数量未満の危険物施設の場合

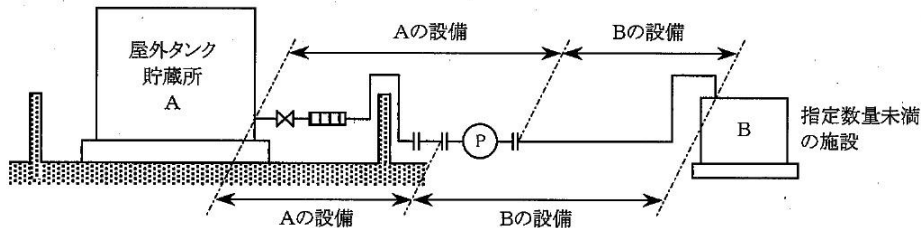
ア 一日に指定数量以上の危険物が通過する配管及び設備



第1-1-9図

イ 一日に指定数量未満の危険物が通過する配管及び設備

(イ) 屋外タンク貯蔵所の場合

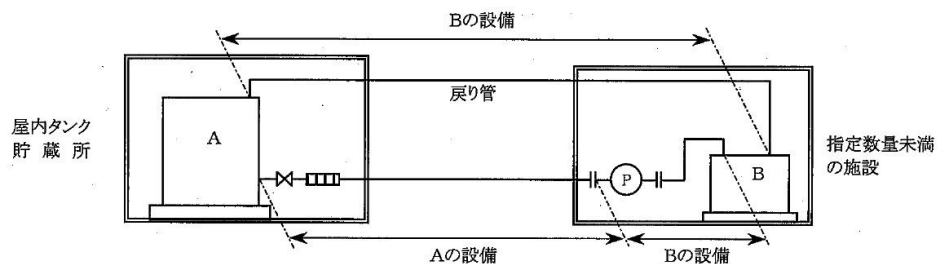


第1-1-10図

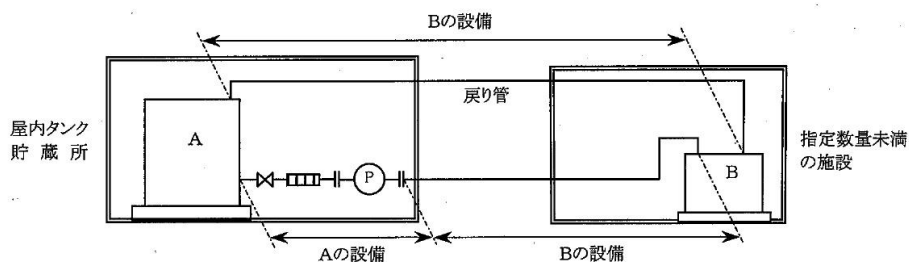
第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

(イ) 屋内タンク貯蔵所の場合

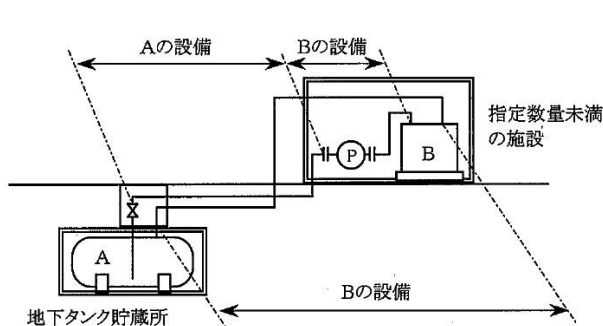


第1-1-11図

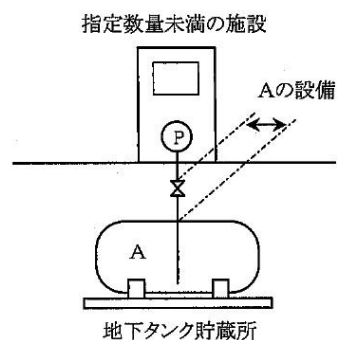


第1-1-12図

(ロ) 地下タンク貯蔵所の場合

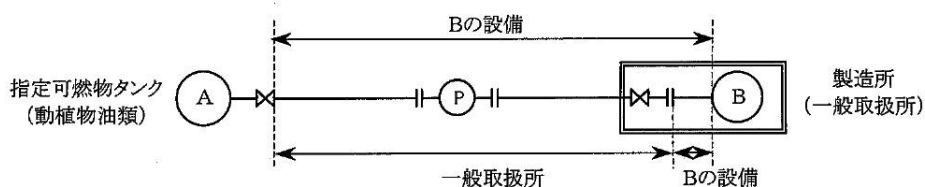


第1-1-13図



第1-1-14図

(5) 製造所(一般取扱所)と指定可燃物タンク(動植物油類)の場合

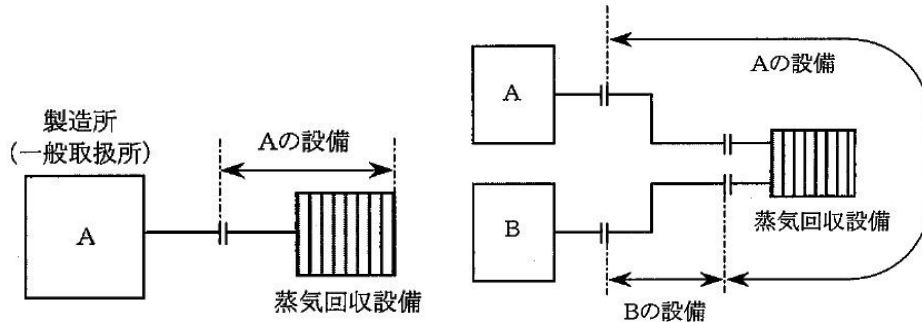


第1-1-15図

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

(6) 製造所(一般取扱所)と蒸気回収設備



第1-1-16図 単独施設からの改修

第1-1-17図 2以上の施設からの改修

上記の蒸気回収設備にあつては、規模、形態等により独立性の高いものは、一般取扱所として別途規制する。

3 申請の方法

製造所等の設置又は変更許可申請は、次に掲げる方法によること。なお、品名、数量、倍数及び形態等により申請者が製造所等の細区分を選択できるものであること。

(1) 製造所

ア 政令第9条(製造所の基準)第20号の危険物を取り扱う附属タンクを含めて一の製造所(一工程又は一棟)ごとに申請すること。

イ 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う製造所の満たすべき技術上の基準としては、政令第9条第2項(規則第13条の6)の特例基準又は政令第9条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H1.3.1 消防危第14号 消防特第34号通知)

(2) 屋内貯蔵所

ア 一の貯蔵所(一棟)ごとに申請すること。なお、隔壁で区画された二室以上の貯蔵場所がある場合であっても一の貯蔵所として申請すること。

イ 政令第10条第3項の屋内貯蔵所を1の建築物の同一の階に隣接しないで2以上設置する場合は、それぞれを一の貯蔵所として申請すること。(H1.7.4 消防危第64号 質疑)

ウ 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第10条第1項の基準又は第4項(規則第16条の2の3)の特例基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。ただし、指定過酸化物質又はアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所を除く。(H1.3.1 消防危第14号、消防特第34号通知)

エ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第10条第5項(規則第16条の2の4から第16条の2の6まで)

第 2 章 申請手続き及び方法

第 1 節 製造所等の設置又は変更許可申請

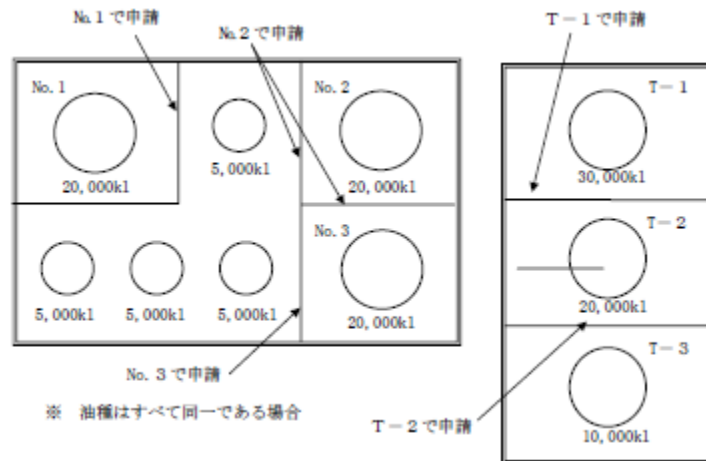
の特例基準又は政令第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H1. 3. 1 消防危第 14 号、消防特第 34 号通知)

オ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場所に相当期間とどめる場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋内貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものであること。(H10. 3. 27 消防危第 36 号通知) なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請については、第 6 節 3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請によること。

(3) 屋外タンク貯蔵所

ア 貯蔵タンク 1 基ごととし、同一防油堤内に 2 基以上ある場合でも 1 基ごとに申請すること。ただし、共用の注入口、ポンプ設備等に係る変更許可申請は、主たるタンク（貯蔵危険物の種類、数量により指定数量の倍数が最も大なるタンクをいう。以下同じ。）の附属設備として申請し、その他の貯蔵タンクは資料提出によること。なお、主たるタンク以外のタンク本体等に係る変更工事と共用の注入口、ポンプ設備等に係る変更工事を同時に行う場合にあっては、この限りでない。

イ 既設防油堤を変更する場合は、変更する防油堤内に設置されている貯蔵タンクのうち主たるタンクを変更許可申請し、その他の貯蔵タンクは、資料提出によること。なお、仕切堤の新設、又は改修する場合の手続きについても同様とすること。(第 1-1-18 図参照)

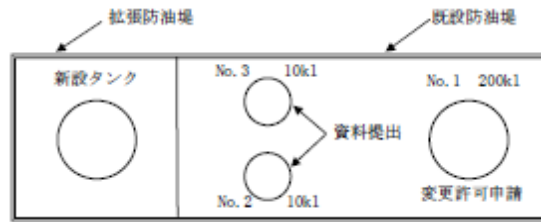


第 1-1-18 図

ウ 既設防油堤を拡張して屋外貯蔵タンクを新設する場合は、拡張する防油堤内に設置されている既設屋外貯蔵タンクのうち主たるタンクを変更許可申請し、その他の貯蔵タンクは、資料提出によること。(第 1-1-19 図参照)

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請



※ 油種はすべて同一であること。

第1-1-19 図

エ 既設防油堤内に当該防油堤を変更することなく屋外貯蔵タンクを新設（建て替えを含む。）する場合は、既設屋外貯蔵タンクは変更許可の申請は必要なく、資料提出によること。

オ 防油堤（仕切堤を含む。）の配管貫通部の保護措置を講ずる場合は、保護措置をする防油堤内に設置されている屋外貯蔵タンクのうち主たるタンクを変更許可申請し、その他の貯蔵タンクは、資料提出によること。ただし、配管の変更に伴い新たに既設防油堤を貫通することとなる場合は、当該配管に係る屋外タンク貯蔵所のうち主たるタンクを変更許可申請し、その他は資料提出によること。

カ 新法適用の特定屋外タンク貯蔵所及び新基準適合届出済の特定屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係る工事で、次に掲げるもののみの変更許可申請については、宇城広域連合消防本部で審査するものとする。

(ア) 側板、底板（アニュラ板を含む。以下同じ。）及び側板と底板の既設溶接線の欠陥部の肉盛り等の補修

(イ) 側板又は底板を取り替える場合で、材質、板厚に変更のないもの（既存の板の一部を取り替える場合等の新たな溶接線が生じる場合を除く。）

注1：新法適用の特定屋外タンク貯蔵所とは、昭和52年2月15日以降に設置許可申請された特定屋外タンク貯蔵所をいう。

注2：新基準適合届出済の特定屋外タンク貯蔵所とは、平成6年7月1日付け政令第214号附則第2項第2号に規定する新基準適合届出済の特定屋外タンク貯蔵所をいう。

キ 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第11条第3項（規則第22条の2の3）の特例基準又は政令第11条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H1.3.1 消防危第14号、消防特第34号通知）

(4) 屋内タンク貯蔵所

貯蔵タンクの設置基数にかかわらず、タンク専用室ごとに申請すること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

(5) 地下タンク貯蔵所

貯蔵タンク1基ごとに申請すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請することができる。(S54.12.6 消防危第147号質疑) なお、指定数量未満の地下貯蔵タンクを2基以上設置する場合でその貯蔵量を合算して指定数量の倍数が1以上となる場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請すること。

ア 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室に設置されている場合

イ 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合

ウ 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合

(6) 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク1基ごとに申請すること。ただし、2以上の簡易タンクを設置する場合は、タンク専用室ごと、又は屋外にあっては塀、コンクリート舗装又は排水溝で区画された部分を一の簡易タンク貯蔵所として申請することができる。

(7) 移動タンク貯蔵所 (H9.3.26 消防危第33号通知)

ア 移動タンク貯蔵所の許可は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両毎に行うこと。

被けん引車のけん引車は一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであること。けん引車の新設及び廃止(増設又は減少)については、資料提出は不要であること。

イ 常置場所の変更に伴う変更許可申請

(ア) 移動タンク貯蔵所の常置場所の位置の変更は、変更許可申請を要し、当該申請は、変更後の常置場所を管轄する市町村長等に行うこと。ただし、同一敷地内の常置場所の位置の変更は、資料提出とすること。

(イ) 常置場所の位置の変更に際し、変更後の常置場所を管轄する市町村長等が変更前と異なる場合(以下「行政庁の異なる常置場所の変更」という。)には、変更許可申請にあたって、変更前の最新の許可証、これに添付されていた申請図書(常置場所に係る図書を除く。)、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。なお、当該申請書に変更前の許可証(原本)、タンク検査済証(正)及び完成検査済証(原本)を添付することができるものであり、この場合には、当該申請書を許可証に添付し申請者に交付すること。また、完成検査済証の記載事項に変更のある場合は、その経緯を示す届出書類(例えば、危険物貯蔵所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書、軽微な変更の届出書等)の写しを添付すること。

ウ 行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等

次の(ア)、(イ)のいずれかの方法により行い、行政庁の異なる常置場所の変更に伴う行政機関相互の連絡は(ウ)によること。

(ア) 変更前の常置場所を管轄する市町村長等に譲渡引渡届出を行う場合

a 行政庁の異なる常置場所の変更と移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

行う場合は、原則として譲渡引渡届出を変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下「旧行政庁」という。）に対し先行して行うこと。この場合、譲渡引渡届出は、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができること。

b 旧行政庁は、内容を審査のうえ受理し、速やかに譲渡引渡届出書を届出者に返すこと。なお、郵送等により譲渡引渡届出を受理したときは、当該届出書に同封された返信用封筒により届出者に郵送すること。

c 当該移動タンク貯蔵所の変更後の常置場所を管轄することとなる市町村長等（以下「新行政庁」という。）は、移動タンク貯蔵所の譲受人又は引渡を受けた者から移動タンク貯蔵所の常置場所の位置に係る変更許可申請がなされたときは、当該移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備が政令第15条等に定める基準に適合していることを確認し、かつ、旧行政庁から返される譲渡引渡届出書により譲渡又は引渡の届出がなされていることを確認すること。ただし、当該届出書をaの郵送により行った場合で旧行政庁から譲渡引渡届出書が返されていない場合は、配達証明等の確認によることができること。

d 許可時に譲渡引渡届出の確認を配達証明等により行った場合において、許可を行った後、旧行政庁から譲渡又は引渡を受けた者に対しbにより譲渡引渡届出書の郵送があったときは、当該譲渡引渡届出書を改めて確認すること。

(イ) 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合

許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が譲渡又は引渡を受ける者に対し変更許可に係る手続に関する権限を委任することを証する書面（委任状）を添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができること。

(ロ) 行政機関相互の連絡

新行政庁が行政庁の異なる常置場所の変更に係る許可をした場合は、新行政庁から旧行政庁に対し、その旨を通知すること。この場合において、受取人に渡るまでの間に、不正な改ざん等が行われていないことが確認できる場合は、ファクシミリ等簡易な方法により、行うことも可能であること。なお、文書による通知の様式は、別記様式1を参考にすること。（H14.2.26 消防危第28号通知）

(エ) 譲渡引渡に伴う完成検査済証の交付

行政庁の異なる常置場所の変更に係る完成検査済証の交付については、（ア）cの配達証明等により譲渡引渡届出を確認している場合にあっては、（ア）dの譲渡引渡届出書が確認できた後でなければ行うことができないこと。

第 2 章 申請手続き及び方法

第 1 節 製造所等の設置又は変更許可申請

別記様式 1

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

年 月 日

(旧行政庁危険物規制事務主管課) 様

(新行政庁危険物規制事務主管課)

貴行政庁の設置(変更)許可に係る次表の第 1 欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請書(及び譲渡引渡届出書)の提出があり、同表第 2 欄に掲げるとおり変更許可(及び当該届出書の受理)を行ったので通知します。

記

		第 1 欄	第 2 欄
許可行政庁			
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
設置・変更許可年月日(番号)			
完成検査年月日(番号)			
譲渡引渡届出書受理年月日			
その他必要な事項			

- <注> 1 設置者の項の第 2 欄には、移動タンク貯蔵所野譲渡又は引渡と位置の変更が同時に行われる場合は、譲渡又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。
- 2 この様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

(8) 積載式（タンクコンテナ式）移動タンク貯蔵所（H4. 6. 18 消防危第 54 号通知）

ア 積載式（タンクコンテナ式）移動タンク貯蔵所については、上記（7）の例によるほか次によること。

イ 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

ウ 積載式移動タンク貯蔵所に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が 30,000ℓ以下となる数とするが、更に設置者がその数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、（ア）当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を、（イ）設置許可を受けた後にあつては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を、それぞれ受けるものとする。

エ 上記ウの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

オ 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、（ア）当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を、（イ）設置許可を受けた後にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第 11 条の 4 に定める届出を、それぞれ必要とするものとする。

カ 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

キ 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第 12 条の 6 に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。

ク 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで 1 の積

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、規則第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とする。

(9) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所（H13.4.9 消防危第50号通知）

ア 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所については、上記（7）の例によるほか次によること。

イ 定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関（IMO）が採択した危険物の運送に関する規程（IMDGコード）に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO表示板）が貼付されている移動貯蔵タンク（以下「タンクコンテナ」という。）を積載する移動タンク貯蔵所をいう。

ウ 許可

(ア) 許可の単位

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一であること。

(イ) 許可に係る手続き

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合の手続きは次によること。

a 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

(a) 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要すること。なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港する前に受け付けて差し支えないこと。

(b) 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要すること。

(c) 許可申請にあたって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類第1章は、当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることにかんがみ、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可証等の写し等、必要最小限にとどめること。

b 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後、保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タ

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

ンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を、軽微な変更工事として取扱って差し支えないこと。従って、変更許可及び完成検査は要しないものであること。なお、交換タンクコンテナの IMDG コードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性及び貯蔵する危険物を資料（注）の提出（郵送、ファックス等）により確認すること。この場合、不明な点があれば、事業者等を確認すること。

注：タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書の写し、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に係る規格（JIS、ISO 等）等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した書類をいう。

エ 完成検査

(ア) 完成検査に係る手続き

a 手続きの迅速化

(a) 完成検査申請は、タンクコンテナの入港前に、設置許可申請と同時に受け付けて差し支えないこと。また、完成検査の実施日はあらかじめ関係者と調整し、タンクコンテナが入港後速やかに行われるようにすること。

(b) 完成検査済証の交付は、「完成検査済証等の交付手続きの迅速化について」（H10.5.20 消防危第 54 号通知）を参考に、迅速に行うこと。

(イ) 完成検査の方法

a 完成検査は、タンクコンテナを車両に積載した状態で行うこと。この場合、タンクコンテナについては、IMO 表示板の確認及びタンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができること。車両については、標識、掲示板、緊結装置の確認を行うこと。

b 同時に複数の交換タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つのタンクコンテナを積載した状態で行って差し支えないこと。

c タンクコンテナの輸入時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

オ その他

(ア) 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

(イ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、政令第 15 条第 1 項第 17 号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び規則第 24 条

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

の8第8号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。

- (ウ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。
- (エ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸した後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。
- (オ) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。
- (カ) 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第11条の4に定める届出を要すること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

参考資料（H4.11.12 消防危第93号通知）

1 許可に関する事項

（1）各国政府機関に代わる機関の許可証又はこれに類する書類の写しの例を別添1に示しておくので参考とされたい。なお、米国の運輸省（DOT）規則での I m101 及び I m102 は、それぞれ IMO Type 1 及び I MO Type 2 と同等以上のものとして取扱って差し支えない。

（2）各国の検査機関には、次のようなものがある。

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| ① アメリカ | American Bureau Shipping (AB) |
| ② イギリス | Lloyd's Register Industrial Services |
| ③ ドイツ | Germanischer Lloyd |
| ④ フランス | Bureau Veritas |
| ⑤ 日本 | 日本舶用品検定協会 (HK) |

（3）国際輸送用タンクコンテナに関する構造及び設備の国際基準としては、CSC 条約、ISO 規格（国際標準化機構規格）及び IMO 基準がある。CSC 条約及び ISO 規格は、コンテナの標準化、検定基準を主内容としたもので、CSC 条約の内容が ISO 規格に含まれていることから、コンテナの設計は ISO 規格で行われるのが通常である。我が国では ISO 規格に準拠し、JIS が制定されており、次に掲げる JIS を参考とされたい。

- ① JIS Z1613 国際大型コンテナの用語
- ② JIS Z1614 国際大型コンテナの外のり寸法及び最大総重量
- ③ JIS Z1615 国際大型コンテナのコード、識別及び表示寸法
- ④ JIS Z1616 国際大型コンテナのすみ金具
- ⑤ JIS Z1617 国際大型コンテナ用上部つり上げ金具及び緊結金具
- ⑥ JIS Z1624 国際大型コンテナ

IMO 基準は、タンクの構造、設備基準を主内容としたもので、タンクの設計は IMO 基準で行われるのが通常である。IMO 基準の規約総則中、第 13 章が国際輸送用タンクコンテナに関する条項で、そのうち第 1 種ポータブルタンク及び第 2 種ポータブルタンクに関する規定が運用基準のタンクに係る構造及び設備の基準にあたるものである。IMO 基準の抜粋（仮訳）については、H4.11.12 消防危第93号別添2を参考とされたい。

2 検査に関する事項

- （1）CSC 条約に基づく安全承認板の記載事項及び例示については、H4.11.12 消防危第93号別添3を参考にされたい。
- （2）IMO 基準に基づく承認銘板の記載事項及び例示については、H4.11.12 消防危第93号別添4を参考にされたい。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

参考資料（H16.3.23 消防危第35号通知）

1 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（国際海上危険物規程、IMDG コード）に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所

(1) IMDG コード型タンクローリー車の許可・検査等

ア 設置許可にあたっては、当該タンクローリー車に IMO 表示板 (IMDG コードに適合している旨を示す表示板。下表参照) が貼付されている場合には、IMO 表示板の交付に係る各国政府機関又はこれに代わる機関の許可証等の写し等をもって、設置許可申請において必要とされる添付書類とすることができること。

6.7.2.20 表示

6.7.2.20.1 全てのポータブルタンクは、検査の際に近づきやすい場所に耐腐食性の金属製銘板を恒久的な方法で取り付けなければならない。ポータブルタンクの配置のために、銘板を胴体に恒久的に取り付けることができない場合には、少なくとも压力容器コードにおいて規定される事項を表示しなければならない。この銘板には少なくとも次に掲げる事項を、刻印、又はこれと同等の方法により表示しなければならない。

製造国：

UN 承認国 承認番号 代替措置（6.7.1.2 参照）のために “AA”

製造者の名称又は記号

製造番号

設計型式承認の承認機関

所有者の登録番号

製造年

胴体を設計した压力容器コード

試験圧力..... bar/kPa gauge*

最大許容使用圧力..... bar/kPa gauge*

外部設計圧力（6.7.2.2.10 参照）..... bar/kPa gauge*

設計温度範囲..... °C から..... °C

水容量（20°C）..... liters

各区画の水容量（20°C）..... liters

加熱／冷却装置の最大許容使用圧力..... bar/kPa gauge*

胴体材質及び材料標準規格

軟鋼による相当板厚..... mm

内張りの材質（内張りを有する場合）

前回定期的試験の年月

月..... 年..... 試験圧力..... bar/kPa gauge*

前回試験実施者の刻印

*該当する単位を表示すること

イ 完成検査前検査については、IMDG コード型タンクローリー車に関しても政令第8条の2第4項第3号の規定を適用し、簡素化を図ることができること。

ウ 完成検査にあたっては、移動貯蔵タンクに漏れや変形がなく健全な状態であることの確認、IMO 表示板の確認並びに標識及び揭示板の確認により行うことができること。また、当該タンクローリー車の輸入時に行う完成検査については、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

エ 漏れの点検については、IMDG コード型タンクローリー車に関しても「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（H16.3.18 消防危第33号）第2により実施することができること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

<参考>

IMDGコード型タンクコンテナについて

「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」(H13.4.9 消防危第50号)、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」(H4.11.12 消防危第93号)等による運用についても、従前のとおりであること。

(10) 屋外貯蔵所

- ア 一の屋外貯蔵所ごとに申請すること。
- イ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、政令第16条第3項(規則第24条の12)の特例基準又は政令第16条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H1.3.1 消防危第14号、消防特第34号通知)
- ウ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場所に相当期間とどめる場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋外貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものであること。(H10.3.27 消防危第36号通知)

(11) 給油取扱所

- ア 給油取扱所ごととし、専用地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び廃油の地下貯蔵タンク等を含めて申請すること。
- イ 地下専用タンクを給油取扱所の敷地外へ設置する場合にあっても、給油取扱所に含めて申請すること。(S42.10.23 自消丙予発第88号質疑)
- ウ 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(H18.4.25 消防危第106号通知)

(ア) 申請書に添付する書類等に関する事項

a 移動タンク貯蔵所構造設備明細書

船舶給油取扱所において用いることができる給油タンク車にあつては、「給油設備」欄で「有」及び「(航空機・船舶)」の「船舶」に印を付けること。この場合において、航空機給油取扱所においても用いることができる給油タンク車にあつては、「(航空機)」及び「(船舶)」両方に印を付けること。

b 申請書に添付する図面

給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、規則第4条第2項第3号に基づく図面に、予定される給油タンク車の大きさを破線等により図示すること。

(イ) その他

a 予防規程

給油タンク車を用いて給油することを明記する必要があること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

b 危険物取扱者

船舶給油取扱所において給油タンク車を給油設備として用いる場合においては、船舶給油取扱所と給油タンク車の双方の危険物取扱者の立会いの下で給油を行うことが必要であること。

(12) 販売取扱所

一の販売取扱所ごとに申請すること。

(13) 移送取扱所

ア 一の移送取扱所ごとに、原則として送り出し側において申請すること。

イ 海上の受け入れ、払い出し設備（栈橋等）は、一の移送取扱所として申請すること。ただし、2以上の事業所で共用している栈橋等については、それぞれの事業所で個別に申請すること。

ウ その他第2章第12節（移送取扱所の基準）を参照すること。

(14) 一般取扱所

ア 政令第19条第2項の専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所、専ら洗浄の作業を行う一般取扱所、専ら焼入れ作業を行う一般取扱所、専らボイラー又はバーナーで危険物を消費する一般取扱所、専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する一般取扱所、専ら容器に危険物を詰め替える一般取扱所、危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所、切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置を設置する一般取扱所、危険物以外の物を加熱するための危険物を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所、又はこれらに類する一般取扱所（※危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所）は、一の一般取扱所ごとに申請すること。なお、政令第19条第1項の基準について政令第23条を適用し、同条第2項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用については、H10.3.16 消防危第28号通知「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」によること。

イ 規則第28条の55の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H1.3.1 消防危第14号、消防特第34号通知）

ウ 規則第28条の56の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則第28条の56第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。（H1.3.1 消防危第14号、消防特第34号通知）

エ 規則第28条の57の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

て選択できるものであること。また、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、規則第 28 条の 57 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。(H1.3.1 消防危第 14 号、消防特第 34 号通知)

オ 規則第 28 条の 58 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H1.3.1 消防危第 14 号、消防特第 34 号通知)

カ 規則第 28 条の 59 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H1.3.1 消防危第 14 号、消防特第 34 号通知)

キ 規則第 28 条の 60 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか、規則第 28 条の 60 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。また、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、規則第 28 条の 60 第 2 項若しくは第 3 項又は第 4 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。(H1.3.1 消防危第 14 号、消防特第 34 号通知)

ク 高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、政令第 19 条第 3 項の規定による規則第 28 条の 61 及び第 28 条の 62 の特例基準又は政令第 19 条第 1 項の基準及び第 2 項の基準（規則第 28 条の 58 の一般取扱所に係る基準に限る。）のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H1.3.1 消防危第 14 号、消防特第 34 号通知)

ケ 共同住宅（一部に貸事務所・店舗を有するものも含む。）、学校、ホテル等に燃料を供給する施設（H15.8.6 消防危第 81 号通知）

次に掲げる区分に応じ法令が適用されること。

(ア) 専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管その他の設備

専用タンクの容量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設として一の一般取扱所として法第 3 章が適用されること。

(イ) 燃焼機器等

法第 9 条に基づき市町村の火災予防条例が適用されること。

(ロ) 冷暖房用等のボイラー

危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として法第 3 章が適用されること。指定数量未満である場合は、燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として法第 3 章が適用されること。

コ 上記以外の一般取扱所

(ア) 製造所の例により申請すること。

(イ) 地下貯蔵タンクを設け、地上部分にポンプ設備を設けて容器等へ危険物の詰替えをする場合で、地下貯蔵タンクが貯蔵を目的としたものであるときは、地下貯

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

蔵タンクと直上のポンプ設備とは個別に地下タンク貯蔵所、一般取扱所として申請すること。

(15) 消火設備（各製造所等で共用している部分を変更する場合）

審査すべき項目に応じて、一番条件が厳しい製造所等で変更許可申請し、その他の製造所等は、資料提出によること。（例 加圧送水装置の移設：圧力損失又は必要水量が最大となる製造所等）

(16) 警報設備（各製造所等で共用している部分を変更する場合）

取扱数量の倍数が最大となる製造所等で変更許可申請し、その他の製造所等は、資料提出によること。（例 受信機の移設：受信機を設置する場所が、守衛室等の非危険物施設であるときは、関係する製造所等のうち最大倍数となる製造所等で変更許可申請とする。受信機を設置する場所が、危険物施設であるときは、当該製造所等で変更許可申請とする。）

4 許可申請書類の編さん順序

製造所等の設置（又は変更）許可申請書類は、次のとおり添付し編さんすること。なお、変更許可申請書にあっては、既存の正本、副本の許可申請書を、変更に係る部分の図書類と差し替える方法で行うこと。

(1) 製造所等設置許可申請書（屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、移送取扱所を除く。）

ア	危険物製造所等設置許可申請書	
イ	危険物製造所等構造設備明細書	
ウ	附属 20 号タンク構造設備	規則様式第 4 のハ、ニ、ホを使用
エ	工事計画	
オ	工事工程表	
カ	委任状	事業所の社員が申請する場合は不要
キ	危険物の規制に関する政令第 23 条（基準の特例）適用願出書	
ク	危険物の取扱い概要の説明書	ブロックフロー図（概略フロー図）程度の工程説明で差し支えない。
ケ	貯蔵、取扱い危険物の性状表	危険物データベース登録確認届、確認試験結果報告書。状況により MSDS 等でも差し支えない。
		略号を使う場合、多数の物質を扱う場合は、類・品名、水溶性・非水溶性の別、融点、沸点、引火点、発火点、燃焼範囲、当該プラントでの用途等の性状一覧表を添付（指導）
コ	危険物の貯蔵、取扱い数量及び指定数量の倍数計算書	
サ	工程概要図	製造所又は一般取扱所にあつては、設備、機器等の工程中の位置及び温度、圧力等の制御機構等を記載したい

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

		わゆるフロー図（エンジニアリングフローシート等） 危険物の貯蔵、取扱いが複雑な場合は、ブロックフロー図を別途添付 配管ルートを配置図等に記載 配管附属範囲をフロー図又は配管ルート図に明記 配管材質、サイズ等をいずれかのフロー図に記載 危険物機器、20号タンク、高圧ガス設備を色分け着色等。 増設、移設、改造、取替えの別は機器番号を色分け着色等（平面図、立面図と色統一）（H13.3.29 消防危第39号通知）（指導） 必要に応じてアイソメ図を添付
シ	機器リスト	製造所又は一般取扱所を構成する設備、機器等の一覧表
ス	事業所付近見取図	特定事業所は不要
セ	事業所全体配置図	当該製造所等の位置、構内道路、主要な建築物その他の工作物等を記載した全体配置図 事業所内の施設の新増設、撤去等により全体配置図に変更がある場合は、基本的には申請施設の位置がわかればよいが、必要に応じ差し替えること。
ソ	製造所等の周囲の状況図	当該製造所等の周囲の道路、周囲の建築物その他の工作物、高圧ガス施設等の保安物件、保有すべき空地等を記載した周囲の状況図 保安距離の規制を受ける場合は、製造所等と保安物件までの距離を記載した図。 高圧ガス施設との距離は図示、その他（住居、特別高圧架空電線等）規定以上の距離が明確な場合は文章による表現で差し支えない。（H9.3.26 消防危第35号通知） シの「事業所全体配置図」に記載して差し支えない。 ス、セとソの平面図は兼用して差し支えない。
タ	製造所等施設の全体配置図	建築物その他の工作物、設備、機器等の配置が記載されたもの 貯留設備、油分離槽、囲い又は附属タンクの防油堤及び水抜弁も記載 構造設備明細書に記入する区画面積、建築面積、延べ面積の計算を記載すること。 ス、セとソの平面図は兼用して差し支えない。
チ	製造所等の建築物、架構等	平面図（建築物、架構内の設備等の配置を示したも

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

	の各階平面図、立面図等 (H.9.3.26 消防危第 35 号通知)	の)、立面図 (4面。架構の場合は2面以上として差し支えない。)、断面図 (代表的な断面。)
		柱番号、断面矢視記号を記載、各図面で整合すること。
		ス、セとソの平面図は兼用して差し支えない。
	①建築物	主要構造部 (壁、柱、床、はり、屋根、階段) は、平面図等に構造等を記載。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付は不要
		窓及び出入口は、平面図等に位置、寸法、構造を記載。窓又は出入口の防火戸等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付は不要
		排水溝、貯留設備等は、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付は不要
		自動火災報知設備感知器設置部分は梁伏図必要
	②工作物 (建築物に類似する架構等)、防火塀、隔壁等	工作物は、架構図 (架構等の姿図) 及び構造図 架構構造図は、各層の平面及び全体姿図程度
		防火塀、隔壁等は、位置を示した平面図及び構造図
	③給油取扱所	事務所その他の取扱所の業務を行うについて必要な建築物及びキャノピーの概要図及び附随設備図
		敷地と道路とのレベル及び給油空地、注油空地を明示した図面
		上屋を設ける場合は、上屋と空地の割合に関する計算書
		規則第 25 条の 4 の各号に定める用途の求積表
		塀の高さを算定するために必要な隣接建物の状況を明示した図面
ツ	床等の構造図	傾斜、貯留設備、油分離槽、囲い、排水溝等の構造図
		貯留設備、囲い、排水溝は、平面図に位置、寸法を記載すれば構造図不要 (H9.3.26 消防危第 35 号通知)
		傾斜は、平面図に矢印及び勾配を記載すれば断面図不要
テ	電気設備図	主要な電気機械器具の概要を記載したもの
		電気設備は、機器リスト又は平面図に防爆記号等を記載すれば構造図不要 (H13.3.29 消防危第 39 号通知)
		照明器具、コンセント、スイッチ等は、防爆対応を構造設備明細書又は関連図書に記載。構造図不要

第 2 章 申請手続き及び方法

第 1 節 製造所等の設置又は変更許可申請

		照明配線図、計装配線図、動力配線図は不要
ト	静電接地及び避雷設備の設置位置並びに施工図	
ナ	換気設備、可燃性蒸気排出設備図	電気設備はチと同様
ニ	消火設備	複数の施設に付随する泡原液タンクごとに、共通の図書として一にまとめることができる。この場合、許可申請書と共通図書の相互関係を明確にするとともに、共通図書には変更履歴を添付すること。
	消火設備（第 1 種、第 2 種又は第 3 種）の設計計算書、構造設備図及び消火器（第 4 種、第 5 種）の設置計算書	
	①消火設備設計計算書	石炭法、高圧ガス保安法と共有する場合は、3 法合算でポンプ能力、水源必要量及び予備電源能力等を検討
	②消火配管フロー図	ヘッダー部操作バルブの高さを明示
		評定品の可とう管継手は、認定（評定）番号をフロー図等に記載すれば構造図不要
	③泡ヘッド、水噴霧ノズル等の図	
	④泡消火薬剤等原液タンク図	耐震措置の対応状況記載（H8. 10. 15 消防危第 125 号）
	⑤泡消火薬剤混合装置図	
	⑥消火用ポンプ図、性能曲線図	
	⑦始動表示灯	圧力検知により表示する場合は作動概要を記載
	⑧消火栓箱	消火栓、ホース格納箱、ホース、結合金具、ノズル等の構造図不要
	⑨貯水槽	耐震措置の対応状況記載（H8. 10. 15 消防危第 125 号）
	⑩予備動力源	
	⑪配線系統図	
	⑫消火器（4 種、5 種）設置計算書	構造図不要
ヌ	警報設備（自動火災報知設備等）の設計書、構造設備図及び警戒区域図	
ネ	消火、警報設備の設置配置図	第 1 種、第 2 種又は第 3 種の消火設備は、防護範囲を明示
ノ	危険物を貯蔵し、又は取り扱う 20 号タンク（容量が指定数量の 5 分の 1 以上）の関係図書	
	①タンク構造図	平面、立面、オリエンテーション図（附属品配置図）
	②タンク組立図（板取図）	
	③タンク附属設備図	

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

・ノズル、マンホール	
・通気管	大気弁付通気管は、作動圧力、引火防止措置をフロー図等に記載すれば構造図不要
・安全弁	作動圧力をフロー図等に記載すれば構造図は不要
・液面計	差圧式・フロート式・マグネットフロート式は、フロー図、オリエンテーション図又はノズル詳細図等（以下「フロー図等」という。）のいずれかに種類、防爆記号を記載すれば構造図不要 その他のタイプは、外形図と型式・材質程度（1～2枚）でよい。細かい部品図は不要
・底板下部の雨水浸入防止措置	施工範囲、材質、性能を1枚に明記すればよい。カタログ不要
・タンク元バルブ	構造設備明細書に「鋳鋼」を記載すれば構造図不要
・可とう管継手	評定品であれば、仕様書を添付
・攪拌機	電気設備の防爆記号を機器リスト、フロー図等に記載すれば構造図不要
・その他のタンク附属設備	温度計、圧力計は、フロー図等に名称、機能、防爆記号を記載すれば構造図不要。現場指示型で電気設備がないものは構造図不要 流量計、ストレーナー構造図不要（フロー図でOK）
④タンク基礎図	
⑤防油堤、流出防止板構造図	平面図、断面図に配筋、目地、水抜口、開閉弁、配管貫通部保護措置、タンクと防油堤（流出防止板）間距離、流出防止板から防油堤への導入管を記載
⑥防油堤容量計算書	高さ50cm以上の防油堤に必要
⑦タンク設計計算書	
・タンク容量	
・耐震耐風圧検討	屋外の20号タンク（架構内の20号タンクを含む。）に必要
・加圧タンク強度検討	
⑧タンク保温（保冷）施工図	保温（冷）材（外装板含む）の材質・厚みがタンク組立図等に記載されていれば、施工図不要
⑨タンク支柱の耐火被覆保護図（屋外の20号タンクのうち支柱高さ1mを超える場合）	タンク組立図の脚柱図に1時間以上の耐火性能であること、材質・厚み・施工範囲を図又は文言で表現すれば、改めて図面を起す必要はない。
⑩屋内貯蔵タンク、地下貯	通気管の位置及び周囲の状況を示す図面

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

	蔵タンク	
	①地下貯蔵タンク	上記①から④及び⑦のタンク容量計算書のほか、タンク外面保護措置、タンク室の構造、タンク埋設断面及び固定方法等の図書、二重殻タンクにあっては、漏れた危険物を検知できる設備に関する図書
ハ	危険物設備機器図	危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備、機器の構造図及び設備仕様書
	・給油取扱所	附随設備図
ヒ	危険物配管図（H9.3.26 消防危第35号通知）	
	①地上配管	
	・製造所及び一般取扱所 区画内の地上配管	多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に、材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略できる。 フロー図が完備していれば、アイソメ（スプール）図は必ずしも必要ない。
	・製造所及び一般取扱所 以外の危険物施設	配管ルートを配置図等に記載 配管の附属範囲をフロー図又は配管ルート図に明記
	・製造所等の保有空地 内、区画外の地上配管	敷設断面図、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、次の項目を添付又は記載することにより、別途構造図の添付は不要 ・規則第13条の5第1号及び第2号の基準を満足する検討書 ・耐火措置を行う場合は1時間以上の耐火性能であること。 ・道路横断部の地上高さが4m以上であること。 フロー図等に、設置に係る設計条件（他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。
	②地下配管	配管ルートを配置図等に記載 敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付は不要
フ	構造計算書等	計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができる。（H9.3.26 消防危第35号通知）
ヘ	危険物の取扱いに伴う危	温度又は圧力の過上昇、流量の急激な変化、停電等に

第 2 章 申請手続き及び方法

第 1 節 製造所等の設置又は変更許可申請

	険要因に対応して設置する設備等（H17.1.14 消防 危第 14 号通知）	よる動力源の遮断、冷却水の不足等の異常状態の発生に 対処するために設置される設備、装置、重合禁止剤等に 関する系統又は構造を記載した書類
		10 倍以上の製造所、一般取扱所（容器詰替（30 倍以 下、4 類引火点 40℃以上）除く）に必要
ホ	危険物以外の物質を貯蔵 し、又は取り扱う工作物及 び機械器具その他の設備	全体配置図、機器リスト及び工程概要図によりその概 要を示すこと。
マ	その他必要な図書	

第 2 章 申請手続き及び方法

第 1 節 製造所等の設置又は変更許可申請

(2) 屋外タンク貯蔵所設置許可申請書

ア	危険物製造所等設置許可申請書	
イ	屋外タンク貯蔵所構造設備明細書	
ウ	委任状	事業所の社員が申請する場合は不要
エ	危険物の規制に関する政令第 23 条（基準の特例）適用願出書	
オ	事業所付近見取図	特定事業所は不要 カ「事業所全体配置図」、キの「敷地内距離」、「保安距離」等の図面と兼用して差し支えない。
カ	事業所全体配置図	当該屋外タンク貯蔵所の位置、構内道路、主要な建築物その他の工作物等を記載した全体配置図 事業所内の施設の新增設、撤去等により全体配置図に変更がある場合は、基本的には申請施設の位置がわかればよいが、必要に応じ差し替えること。
キ	貯蔵所設置位置図	原則として、①～⑥の情報を 1 枚の図面にまとめること。（指導）
	①防油堤周囲道路幅員	全体配置図、タンク配置図、防油堤関係図などに明示されていればよい。
	②敷地内距離	
	③保安距離	オ「事業所付近見取図」、カ「事業所全体配置図」と兼用して差し支えない。 高圧ガス施設との距離は図示、その他（住居、特別高圧架空電線等）規定以上の距離が明確な場合は文章による表現で差し支えない。（H9.3.26 消防危第 35 号通知）
	④保有空地	オ「事業所付近見取図」、カ「事業所全体配置図」と兼用して差し支えない。
	⑤タンク間距離	全体配置図、タンク配置図、防油堤関係図などに明示されていればよい。
	⑥タンクと防油堤の距離	
	⑦仕切堤位置	基礎図、防油堤関係図等にまとめて差し支えない。
	⑧防油堤の階段	
	⑨目地	
	⑩水抜弁	
	⑪ブランケット	
	⑫流出油自動検知装置	
	⑬ポンプ設備等	
ク	危険物性状表	危険物データベース登録確認届、確認試験結果報告書。状況により MSDS 等でも差し支えない。
ケ	タンク容量計算書	

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

コ	フロー図	配管の附属範囲をフロー図又は配管ルート図に明記
サ	危険物配管図（H9. 3. 26 消防危第 35 号通知）	
	①地上配管	配管ルートを配置図等に記載
		配管の附属範囲をフロー図又は配管ルート図に明記
		敷設断面図、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、次の項目を添付又は記載することにより、別途構造図の添付は不要 ・ 規則第 13 条の 5 第 1 号及び第 2 号の基準を満足する検討書 ・ 耐火措置を行う場合は 1 時間以上の耐火性能であること。 ・ 道路横断部の地上高さが 4 m 以上であること。
		フロー図が完備していれば、アイソメ（スプール）図は必ずしも必要ない。 配管敷設高さによる防油堤容量算定の要否、配管支持物耐火措置検討の要否、保温（冷）の有無が確認できればよい。
		フロー図等に、設置に係る設計条件（他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。
	②地下配管	配管ルートを配置図等に記載
敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付は不要		
シ	工事計画書	特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請書に添付。施工方法、施工管理方法等を含む。
ス	工事工程表	
セ	基礎及び地盤の設計図書	
	①準特定未満のタンク	基礎の平面図、断面図
	②準特定、特定屋外貯蔵タンク	基礎及び地盤の平面図、断面図、詳細図、計算書、地質調査資料その他必要な資料
		新基準適合タンクについては、平面図、断面図、詳細図は必要。その他の図書は審査報告書等により代える。
ソ	タンク本体の設計図書	
	①組立図、板取図、溶接詳細図、オリエーション図（附属品配置図）	
	②タンク設計計算書	通気管設置検討書

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

		準特定未満のタンクは耐震耐風圧検討書のみでよい。
	③特定屋外貯蔵タンクの溶接部に関する説明書	溶接施工要領書 新法タンクは溶接施工方法確認試験結果報告書を含む。
	④その他必要な資料	特殊な構造等に関する資料
タ	タンク附属設備図	
	①ノズル、マンホール詳細	
	②加熱設備	
	③ルーフドレン設備	
	④浮屋根シール機構	細かい部品図は不要。全体の構造がわかればよい。
	⑤インナーフロート	材質、板厚、全体組立図、オリエンテーション図、アース、ベント、シール機構、回転止め、マンホール、浮き屋根サポート等の図
	⑥泡消火設備	
	⑦冷却散水設備	
	⑧通気管	大気弁付通気管は、作動圧力、引火防止措置をフロー図等に記載すれば構造図不要
	⑨安全弁	作動圧力をフロー図等に記載すれば構造図は不要
	⑩液面計	差圧式・フロート式・マグネットフロート式は、フロー図、オリエンテーション図又はノズル詳細図等(以下「フロー図等」という。)のいずれかに種類、防爆記号を記載すれば構造図不要。その他のタイプは、外形図と型式・材質程度でよい(1～2枚)。細かい部品図は不要
	⑪避雷設備	
	⑫底板下部の雨水浸入防止措置	材質、施工範囲、性能を1枚に明記すればよい。カタログ不要
	⑬可とう管継手図	評定品であれば、仕様書を添付
	⑭タンク元バルブ	構造設備明細書に「鋳鋼」を記載すれば構造図不要
	⑮緊急遮断弁図(1万k1以上の屋外貯蔵タンクに限る。)	該当ノズル対応状況一覧表(オリエンテーション図に記載すれば不要)、バルブ図、駆動装置図、動力系統図(電源又はエアー配管等が2系統以上あること)
	⑯攪拌機	フロー図等に、名称、防爆記号を記載すれば構造図不要
	⑰温度計、圧力計	フロー図等に名称、機能、防爆記号を記載すれば構造図不要。現場指示型で電気設備がないものは構造図

第 2 章 申請手続き及び方法

第 1 節 製造所等の設置又は変更許可申請

		不要
	⑱保温又は保冷図等	保温（冷）材（外装板含む）の材質、厚み、雨じまい状況を記載すれば構造図不要
	⑲脚柱耐火被覆施工図	組立図の脚柱図に 1 時間以上の耐火性能であること、材質、厚み、施工範囲を図又は文言で表現すれば、改めて図面を起す必要はない。
	⑳内面コーティング施工図	材質、施工範囲、施工方法等 2、3 枚程度
チ	防油堤関係	複数の屋外タンク貯蔵所が共有する防油堤については、共通の図書として一にまとめること。（指導）
	①防油堤、仕切堤構造図	平面図、断面図、配筋図
	②目地詳細図	
	③配管貫通部補強図	
	④階段図	
	⑤ブランケット図	
	⑥排水ピット図、水抜口開閉装置図	
	⑦流出油自動検知装置図	
	⑧防油堤強度計算書	
	⑨防油堤容量計算書	
ツ	附属ポンプ	ポンプヤードごとに共通の図書として一にまとめることができる。 この場合、許可申請書と共通図書の相互関係を明確にするとともに、共通図書には変更履歴を添付すること。 流量計、ストレーナー図不要
	①ポンプ設備図、仕様書	ポンプ設備図に揚程、流量、電動機の防爆記号を記入すれば、仕様書不要
	②ポンプ室構造図	
	③ポンプ基礎図	基礎高さが囲い（ダイク）より高いこと、ボルト等による固定が他の図面で確認できれば、基礎図不要
	④床等の構造図	傾斜、貯留設備、油分離槽、囲いの構造図 貯留設備、囲いは、平面図に位置、寸法を記載すれば構造図不要（H9.3.26 消防危第 35 号通知） 傾斜は、平面図に矢印及び勾配を記載すれば断面図不要
テ	電気設備図	照明配線図、計装配線図、動力配線図は不要 電気設備の防爆対応を、トの静電接地図等に記載
ト	静電接地図、避雷設備図	接地位置図及び施工図

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

ナ	危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等	温度又は圧力の過上昇、流量の急激な変化、停電等による動力源の遮断、冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するために設置される設備、装置、重合禁止剤等に関する系統又は構造を記載した書類
ニ	消火設備	複数の施設に付随する泡原液タンクごとに、共通の図書として一にまとめることができる。この場合、許可申請書と共通図書の相互関係を明確にするとともに、共通図書には変更履歴を添付すること。
	第3種消火設備設計計算書、構造設備図	
	①消火設備設計計算書	
	②消火配管敷設図	フロー図、配管平面図、ヘッダー部操作バルブ・連結送液口の高さを示す図が必要 可とう管継手図は評定品であれば、評定番号をフロー図等に記載すれば構造図は不要
	③泡放出口詳細図	細かい部品図は不要。概略図、性能曲線のみ（デフレクター、ストレーナー図はタンク附属設備図で確認できれば不要）
	④泡消火薬剤等原液タンク図	耐震措置の対応状況記載（H8.10.15 消防危第 125号）
	⑤泡消火薬剤混合装置図	
	⑥消火用ポンプ図、性能曲線図	耐震措置の対応状況記載（H8.10.15 消防危第 125号）
	⑦始動表示灯	圧力検知により表示する場合は作動概要を記載
	⑧消火栓箱	消火栓、ホース格納箱、ホース、結合金具、ノズル等の構造図不要
	⑨貯水槽	耐震措置の対応状況記載（H8.10.15 消防危第 125号）
	⑩予備動力源	
	⑪配線系統図	
ヌ	消火、警報設備設置配置図	
	①補助泡消火栓	防消火設備配置図にまとめて記載して差し支えない。
	②第4種及び第5種消火設備の配置図	防消火設備配置図にまとめて記載して差し支えない。
		構造図、カタログ不要

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

(3) 移動タンク貯蔵所設置許可申請書 (H9.3.26 消防危第33号通知)

移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に関する図面は、次に掲げるものとする。なお、ア及びイに掲げる図面以外の図面の添付は要しないものであること。

ア 移動タンク貯蔵所 (政令第15条第1項)

次に掲げるもののうち、該当するものとする。

- (ア) 配置図
- (イ) 外観三面図
- (ロ) タンク構造図
- (エ) 配管概要図
- (オ) 安全装置構造図
- (カ) 可燃性蒸気回収設備概要図
- (キ) 側面枠取付図
- (ク) 側面枠構造図
- (ケ) 防護枠取付構造図
- (コ) 底弁及び閉鎖装置構造図
- (サ) 電気設備概要図
- (シ) 注入ホース構造図
- (ス) 静電気除去装置構造図

イ 積載式移動タンク貯蔵所 (政令第15条第2項)

前アに定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (ア) 箱枠構造図
- (イ) 緊結装置構造図

ウ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所 (政令第15条第5項)

第1章第1節3(9)ウ(イ)(H13.4.9 消防危第50号通知)、参考資料(H4.11.12 消防危第93号通知)、参考資料(H16.3.23 消防危第35号通知)によること。

(4) 移送取扱所については、前記(1)及び(2)のほか、規則第4条第3項第7号又は規則第5条第3項第7号及び規則別表第1の2によること。

(5) その他留意事項

ア 複数の製造所等において共用する消火設備、防油堤等については、共通の図書として一にまとめること。

イ 添付資料は、必要に応じて図面を兼用することができる。

ウ 機械器具その他の設備等の図面は、カタログ等をもって代えることができる。

エ 準特定、特定屋外貯蔵タンクのタンク板、溶接線補修については、原則として板厚測定等の点検結果を添付すること。なお、底板、アニュラ板、側板、屋根板の各部分を全面取り替える場合は、その部分の点検結果を添付する必要はない。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

5 許可申請書等の記載方法その他必要な事項

許可申請書等に記載する事項及びその他必要な事項は、次によること。

(1) 製造所等（移送取扱所を除く。）の許可申請書

ア 申請者は、設置者と同一であること。ただし、設置者から委任を受けた場合は、設置者以外の者が申請することができる。この場合は、委任状を添付すること。

なお、雇用関係が明白に認められる場合は、委任状を添付しないことができる。

イ 申請者は、法人にあっては、その職を示した印を使用すること。

ウ 設置者が、法人の場合は、本社の所在地、名称及び代表者の職、氏名を記載すること。

エ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号の規定により、「防火地域」、「準防火地域」の別を、用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号の規定により、「商業地域」、「工業地域」等の別を、防火地域又は用途地域が指定されていない設置場所は、「指定なし」と記載すること。

オ 製造所等の別は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記載すること。

カ 貯蔵所又は取扱所の区分は、施設区分を記載し、細区分のあるものについては、細区分を併せて記載すること。

キ 危険物の品名の記載は、次によること。

(ア) 法令で定められた品名のほかに、化学名又は通称名（一般名）を記載すること。

その他詳細は、別紙に記載し添付すること。

(イ) 貯蔵又は取り扱う危険物が多数の場合は、主たる品名を記載するとともに、主たる品名を含めて別紙に記載し添付すること。

ク 指定数量の倍数の数値は、単独の場合は小数点第2位を切り捨てること。また、複数の場合は、それぞれ品名別に小数点以下の数値を出し、その合計したものを単独の場合に準じて切り捨てること。

ケ 位置は、政令第9条第1項第1号の位置を記載すること。

コ 変更内容及び変更理由は、次によること。

(ア) 変更内容が多数の場合には、代表的な事項を記載し、その他詳細は、別紙に記載し申請書に添付すること。

(イ) 代表的な事項の記載は、変更許可申請の対象となる変更事項を記載すること。

サ 着工予定期日は、「許可後〇〇日」又は年月日を、完成予定期日は、「着工後〇〇日」又は年月日を記載すること。

シ 申請書類の訂正等は、申請者印（申請者が代理者を定めた場合は、代理者印）以外の方法で訂正しないこと。ただし、添付図書等の訂正は担当者印を使用して訂正することができる。

ス 製造所等の施設名又はタンク番号等がある場合には、様式右肩欄外に記載しておくこと。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

(2) 移動タンク貯蔵所 (H9.3.26 消防危第33号通知)

移動タンク貯蔵所にあつては、上記(1)によるほか、次によること。

ア 移動タンク貯蔵所の各図面の記載要領は、次のイからタによること。なお、次の表に掲げるものは許可の審査にあたって特段必要としないものであるので図面の添付及び図面上への記載は必要としないこと。

審査を必要とせず、図示等を必要としない設備

項 目	設 備 名
車両に係る設備	タイヤキャリヤ、燃料タンク、ランプ類（路肩灯、作業灯、車幅灯）、反射鏡（リヤアンダーミラー等）、方向指示器、バッテリー、ナンバープレート、車両操作レバー等
附属設備	工具箱、ランニングボード、防護枠水抜き管（ホース）、はしご、衝突防止反射板、後方確認カメラ、「毒」等の標識、配管固定金具等

イ 配置図

配置図は、敷地内及び敷地の周囲の状況が判断できる平面図とし、常置場所を図示するとともに、常置場所の周囲の状況が明記されていること。また、建築物の1階に常置する場合は、当該建築物の構造を図示するとともに建築物の構造部の材料を付記すること。ただし、常置場所が敷地内の中央等にあり明らかに敷地外から影響を受けない場合は、敷地内のみを図示した平面図とすることができる。

ウ 外観三面図

(7) 外観三面図は、平面図、側面図(左側)及び後面図とすること。

(4) 図面の縮尺は、1/50 から 1/20 までとすること。

(ウ) 図面には、次に掲げる寸法を記載すること。

a 車両の全長、全高及び全幅

b 20kl を超えるものの車両の最外側、タンクの最外側、タンク後部最外側と後部緩衝装置との距離（300mm 以上が確認できるものでも可）

(エ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。

a 共通

- ・注入口、安全装置、可燃性蒸気回収設備、底弁ハンドル、検尺口、吐出口、接地導線、不活性ガス配管・封入口（材質を付記すること。）及び後部緩衝装置
- ・緊急レバー及び緊急レバー表示
- ・「危」の標識
- ・危険物の類、品名及び最大数量の表示（表示位置を図示すること。）
- ・消火器

【ホース収納装置を有する移動タンク貯蔵所の場合】

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

- ・ホース収納装置（ホースボックスを含む。）の取り付け位置

【ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の場合】

- ・レベルセンサー、電気配線配管、配管保護枠及び発信器接続コネクター

【エア式底弁を有する移動タンク貯蔵所の場合】

- ・エアータンク、プロテクションバルブ及びコントロールボックス

b 積載式移動タンク貯蔵所

- ・箱枠及び緊締金具等
- ・行政庁名等の表示

(オ) 外観三面図に記載を要しないもの

キャブの詳細、底弁、配管、配管系統図、流量計、切換弁、間仕切板、防波板、タンクの材質・板厚、計器関係

エ タンク構造図

(ア) タンク構造図（タンク本体のみとし、サブフレーム、ホースボックス、当板、ステー等は除く。）は、平面図、側面図の断面図及び後面図とすること。

(イ) 図面の縮尺は、1/50 から 1/20 までとすること。

(ウ) 図面には、次に掲げる寸法を記載すること。

- a タンク内測寸法、タンク室寸法（間仕切板間又は間仕切板と鏡板との間）等
- b 鏡板張出し寸法、防波板寸法等
- c マンホール及び底弁フランジ取付寸法

(エ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。

- a 共通
 - ・タンク胴板、鏡板及び間仕切板
 - ・防波板及び防波板支柱
 - ・マンホール及び底弁フランジ
 - ・側面枠及び防護枠
 - ・タンク検査済証取付座（外観三面図に図示することによってもできる。この場合は当該図面への図示は要しない。）
- b 積載式移動タンク貯蔵所
 - ・許可行政庁及び設置の許可番号の表示（外観三面図に図示することによってもできる。この場合は当該図面への図示は要しない。）

(オ) 図面には、次に掲げる事項を記載すること。

a 内容積の計算

容積は、リットル単位とし、小数点第1位を四捨五入すること。

b 空間容積比の計算

容積比は、パーセントで示し、小数点第2位を四捨五入すること。なお、各室毎の空間容積についても記載すること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

c 防波板面積比の計算

面積比は、パーセントで示し、小数点第2位を四捨五入すること。

d 主要構造部名

主要構造部名は、別に欄を設け、主要構造部の名称、個数、材質、板厚等を記載すること。

e タンク前後方向

タンク構造図には、前後方向を矢印で示すこと。

f タンク胴板と鏡板との溶接方法を図示すること。

【積載式移動タンク貯蔵所の場合】

g 積載式移動タンク貯蔵所にあつては、移動貯蔵タンク荷重（移動貯蔵タンク、附属装置及び箱枠の自重、貯蔵する危険物の重量等の荷重をいう。以下同じ。）及びその計算式を記載すること。（箱枠構造図に記載する場合は、当該図面への記載を要しない。）

h 積載式移動タンク貯蔵所のうち箱枠構造以外のものにあつては、規則第24条の5第4項第1号に規定する積替え時に移動貯蔵タンクの荷重によって生ずる応力及び変形に対して、安全なものであることを示す強度計算式を記載すること。又は、安全であることが確認できる強度試験結果書を添付すること。

オ 配管概要図

(ア) 配管概要図は、平面の概要図とすること。なお、図面には、材質、寸法、固定金具の位置等の記入を必要としないこと。

(イ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。

a 弁類（吐出弁、底弁、バイパス弁、切換弁、制御弁等）及び吐出口

b ポンプ

c 底弁閉鎖装置のレバー及びロッド

d フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイント等の特殊な継手

e 流量計

f 油種確認等の特殊な結合金具等

(ウ) 図面には、車両の前方向を矢印で示すこと。

(エ) 配管により底弁の損傷を防止するための措置をするものは、その方法を図示すること。なお、前記(イ) dの特殊な継手（フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイントを除く。）で、かつ、配管以外の方法による場合又は f に掲げる結合金具等を設ける場合には、別にその資料を添付すること。

【ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の場合】

(オ) 余白に最大常用圧力、配管水圧試験圧力及び配管水圧試験実施の旨を記載すること。

カ 安全装置構造図

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

- (ア) 安全装置構造図は、断面図とすること。
- (イ) 図面には、主要構造部の名称、材質並びに安全装置の外径、高さ及び弁の孔径、リフトの高さを記載すること。
- (ウ) 安全弁の有効吹き出し面積の計算式を記載し、小数点第2位を四捨五入すること。

キ 可燃性蒸気回収設備概要図

- (ア) 可燃性蒸気回収設備概要図は、配管図及び断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。

ク 側面枠取付図

- (ア) 側面枠取付図は、移動タンク貯蔵所の後部立面図とし、最外側線、接地角度、取付角度及び移動貯蔵タンクに貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点（以下「重心高」という。）を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、重心高の計算を記載すること。なお、比重の異なる危険物を取り扱う移動タンク貯蔵所の重心高の計算は、積載する危険物の最大積載重量となる値によること。

ケ 側面枠構造図

- (ア) 側面枠構造図は、平面図、側面図、後面図及び断面図とし、主要構造部の名称及び主要寸法を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、形鋼による場合の側面枠補強板及び前後部それぞれのタンク端から側面枠までの距離を記載するとともに、保温（冷）等を行う場合には、取付座、補強部材、締付けボルト、断熱材、被覆板等の名称、材質、板厚及び寸法を記載すること。

コ 防護枠取付構造図

- (ア) 防護枠取付構造図は、マンホール、底弁ハンドル、注入口、注入口ハンドル、安全装置、可燃性蒸気回収設備等の附属装置と防護枠との関連を明らかにした防護枠取付箇所の断面図とすること。
- (イ) 図面には、主要構造部の名称並びに防護枠の寸法及び附属装置の頂部と防護枠との高さの差のうち、その差の最も小さい箇所の寸法（50mm 以上が確認できるもので可）を記載すること。
- (ウ) 図面の余白には、マンホールのふた、注入口のふたの材質及び板厚を記載するとともに、保温（冷）等を行う場合には、取付座、補強部材、締付けボルト、断熱材、被覆板等の名称、材質、板厚及び寸法を記載すること。

サ 底弁及び閉鎖装置構造図

- (ア) 底弁及び閉鎖装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面には、底弁及び開閉装置の作動説明図（エアー底弁については、エアー制

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

御系統を含む。)を併記し、作動要領を簡明に記載すること。

(ウ) 図面には、緊急レバーの長さを記載すること。

シ 電気設備概要図

(ア) 電気設備概要図は、原則として可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所で使用されるモーター、スイッチ、照明機器、レベルセンサー等の電気設備の取付位置図及び個々の外観図とする。

(イ) 図面には、主要構造部の名称及び可燃性蒸気に引火しない構造の規格等があるものについては、それを記載すること。ただし、別に添付することもできる。

(ウ) ボトムローディング注入方式の設備及び混油防止装置を有する移動タンク貯蔵所にあつては、センサー、発信機能等の機能説明図を付記し、機能概要を簡明に記載すること。

ス 注入ホース構造図

(ア) 注入ホース構造図は、注入ホース（ノズル、ホース収納装置を有する移動タンク貯蔵所にあつては、ホース収納装置（ホースボックスを除く。）、ノズルを含む。）の断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。

(イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。

(ウ) 静電気に対して導電性を有するものは、その主要構造等を明記すること。

セ 静電気除去装置構造図

(ア) 静電気除去装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称及び主要寸法を記載すること。

(イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。

【積載式移動タンク貯蔵所の場合】

ソ 箱枠構造図

(ア) 箱枠構造図は、平面図、正面図、側面図及びタンク取付図とし、箱枠部材の名称、材質、1組分の所要数及び寸法等を記載すること。

(イ) タンク取付図には、附属装置の頂部と箱枠の最外側との寸法の差のうち、その差の最も小さい箇所の寸法(50mm以上が確認できるものでも可)を記載すること。

(ウ) 図面の余白には、主要構造部材名、材質及び異径継手の材質を記載すること。
なお、異径継手の口径、形状等の図面及び記載は要しない。

(エ) 図面には、次の事項が確認できる強度計算書又は強度試験結果書を添付すること。

a 移動貯蔵タンクの移動方向に平行のもの及び垂直のものにあつては、移動貯蔵タンク荷重の2倍以上、移動貯蔵タンクの移動方向に直角のものにあつては、移動貯蔵タンク荷重以上の荷重に耐えることができる強度を有していること。

b 積替え時に移動貯蔵タンク荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものであること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

【積載式移動タンク貯蔵所の場合】

タ 緊結装置構造図

(ア) 緊結装置に緊締金具及びすみ金具を用いる場合の緊結装置構造図は、次のとおりとすること。ただし、緊締金具及びすみ金具が日本産業規格（以下「JIS」という。）により造られたものであって移動貯蔵タンク荷重が JIS における最大総重量を超えないものは、強度計算書の添付は要しないこととして差し支えないこと。

a 緊締金具の構造図

緊締金具の構造図は、平面図、正面図及び右又は左側面図とし、強度計算書を添付すること。

b すみ金具の構造図

すみ金具の構造図は、平面図、正面図及び右又は左側面図とし、強度計算書を添付すること。

(イ) 緊結装置にUボルトを用いる場合の緊結装置構造図は、タンクの緊結状態を示す平面図及び正面図又は側面図とし、強度計算書を添付すること。

なお、図面は、緊結時の構造が明らかなものとする。

(3) 移送取扱所の許可申請書

ア 起点又は終点は、所在地、事業所名を併記すること。この場合、起点又は終点が複数のときは、主たる起点又は終点（配管延長が最大となるもの。）を記載し、詳細については、別紙に記載し添付すること。

イ 経過地は、配管が設置される主たる地名（主たる道路、河川又は海）を記載すること。

ウ 配管の延長は、配管長さの合計ではなく、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものを記載すること。

エ 危険物の移送量は、類、品名が多数にわたる場合、1日において取扱い得る最大移送量を記載し、詳細については別紙に記載し添付すること。

オ ポンプの種類等は、それぞれの項目に記載し、複数のポンプを設置する場合、主たるポンプ（移送量が最大のもの。）を記載し、その他のポンプは、主たるポンプを含め別紙に記載し添付すること。

カ 配管の条数が複数ある場合は、起点、経過地、終点、品名（化学名又は通称名）、移送量、配管（延長、外径、材質、厚さ）、ポンプ機番、最大常用圧力等を記載した一覧表を添付すること。

キ その他、前記(1)の例により記載すること。

(4) 委任状

ア 申請者が代理人を定めたときは、委任状を添付すること。

イ 委任状の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

ウ 委任状は、許可申請書の 1 部に添付し、他の 1 部には当該委任状の写しを添付す

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

ること。

エ 委任状は、以下の内容が記載例のように明確にされていること。

- (ア) 被委任者の住所、法人名、職名、氏名（個人の場合は、法人名は不要）
- (イ) 当該許可申請を行おうとする施設の所在地
- (ウ) 当該許可申請の区分
- (エ) 当該許可申請に係る委任の内容
- (オ) 被委任者印及び訂正印
- (カ) 委任年月日
- (キ) 委任者の住所、法人名、職名、氏名（個人の場合は、法人名は不要）

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

【委任状記載例】

委 任 状		
(ア)	(イ)	(ウ)
私は、〇〇市〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇を代理人と定め、〇〇市〇〇町〇〇〇番地に危険物〇〇〇〇〇取扱所を設置（変更）することについて、下記の権限を委任いたします。		
記		
1 危険物の規制に関する法令の規定による設置許可、設置完成検査前の計画変更による変更許可、設置完成検査のそれぞれの申請の手続きに関すること。		
2 前記1に掲げる申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関すること。		
3 その他、〇〇貯蔵所の前記申請に関する一切の件		
(カ)	被委任者印及び訂正印 ⑩	
(キ)	年 月 日	
	〇〇市〇〇町〇〇〇番地	} (キ)
	〇〇〇株式会社	
	代表取締役社長 〇〇〇〇 ⑩	

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

(5) 製造所等構造設備明細書

ア 製造所・一般取扱所

- (ア) 事業の概要は、事業所の概要のほか、施設の設置目的又は用途等の概要を記載すること。
- (イ) 製造所（一般取扱所）の敷地面積は、当該施設の区画の面積（保有空地を含む）を記入すること。
- (ロ) 建築物が2棟以上ある場合は、主たる建築物について建築物の構造欄に記載し、その他の建築物は別紙に記載し添付すること。
- (ハ) 壁、床、柱、はり、屋根及び階段は、その構造を記載し、窓及び出入口については、特定防火設備又は防火設備の別を記載すること。
- (ニ) コンクリートブロックを使用する場合にあっては、その厚さを記載すること。
- (ホ) 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合は、次によること。
 - a 「建築物の構造」欄は、製造所（一般取扱所）が存する部分について記載するものとし、複数階にわたる場合にあっては、次の点に留意して記載すること。
 - (a) 「階数」欄には、製造所（一般取扱所）が存する階を列挙すること。
 - (b) 「建築面積」欄には、最大階の建築面積、又は区画面積を記載すること。
 - (c) 「延べ面積」欄には、各階の建築面積、又は区画面積の合計を記載すること。
 - (d) その他の欄については、それぞれの欄ごとに代表的な構造を記載すること。
 - (e) 各階ごとに面積、構造が異なる場合は、別紙に各階ごとの面積、構造を記載し添付すること。
 - b 「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」欄は、当該建築物全体の構造について記載するものとし、「建築物の構造概要」欄には、主要構造部の材質を記載すること。
- (ヘ) 製造（取扱）設備の概要は、主要機器の種別、基数等について記載すること。
- (コ) 政令第9条第1項第20号のタンク（以下、「20号タンク」という。）の概要は、タンク番号（名称）、容量及び基数を記載すること。
 - a 屋内タンク、屋外タンク、又は地下タンクの別がわかるように記入すること。
 - b 欄内に収まらない場合は、別紙一覧表を構造設備明細書の後に添付すること。
 - c 記載方法は、次の記載例を参考にする。

〔記載例－1〕

令第9条第1項 第20号のタンク の概要	VE-10（蒸留塔受槽）5k1（屋内） D-02（サンプルドラム）3k1（屋外） No.3潤滑油タンク（屋外）15k1 VE-4（還留受槽）6001（屋内） T-5（抽出タンク）8.5k1（地下）
----------------------------	--

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

	TK-6（中間タンク）3.5 k1（地下）
--	-----------------------

〔記載例－2〕：欄内に収まらない場合の例

令第9条第1項 第20号のタンク の概要	屋外タンク 10 基 屋内タンク 12 基 地下タンク 13 基 詳細別紙
----------------------------	--

- (ケ) 配管については、材質と外面防食措置又は防食塗装について記載すること。
- (コ) 加圧設備、加熱設備及び乾燥設備については、危険物を加圧、加熱又は乾燥する設備について記載すること。
- (サ) 貯留設備等の欄は、油分離装置又は貯留設備等の区分を記載すること。
- (シ) 換気、排出の設備は、その種別（名称）、個数等について記載すること。
- (ス) 静電気除去設備は、接地工事、静電気除去装置等その種類について記載すること。
- (セ) 電気設備は、配線方法及び防爆構造等の種類について記載すること。
- (リ) 避雷設備は、JIS A 4201 による法別等について記載すること。
- (タ) 警報設備は、自動火災報知設備、消防機関に報知が出来る電話、非常ベル装置等その種類等について記載すること。
- (チ) 消火設備は、政令別表の区分、基数について記載すること。この場合、第4種又は第5種の消火設備については、その適応性及び薬剤容量又は薬剤重量を併記することを要しないこと。なお、消火設備が多数の場合は、概略を記載し詳細は別紙に記載し添付すること。
- a 記載方法は、次の記載例を参考にすること。
- b 消火設備欄に収まらない場合は、主要な消火設備を記載しその他の消火設備については、「その他別紙」又は「詳細別紙」等と記入すること。この場合、必ず構造設備明細書の次に別紙一覧表を添付すること。
- c 構造設備明細書の消火設備欄に記載する消火設備は、当該製造所等において法的に必要とされるもののみとすること。ただし、自主設置のものを記載する場合は、消火設備の区分のあとへ（自主）と記入すること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

〔記載例〕

消火設備	第1種屋内消火栓×2 第1種屋外消火栓×3 第2種スプリンクラー 第3種水噴霧×2 第3種屋外泡消火栓×4 第3種屋内泡消火栓×5 第3種泡ヘッド×10 第3種泡チャンバー×3 第3種モニターノズル×2 第3種CO ₂ （固定式）×2 第3種CO ₂ （移動式）×3 第3種ハロゲン（固定式）×2 第3種ハロゲン（移動式）×3 第3種粉末（固定式）×2 第3種粉末（移動式）×3 第4種泡×5 第4種強化液×2 第4種CO ₂ ×3 第4種粉末×25 第5種泡×5 第5種強化液×2 第5種CO ₂ ×3 第5種粉末×35 第5種乾燥砂 100kg 第1種屋外消火栓×3（自主）	政令別表第5に定める 消火設備を記載
	特殊（N ₂ 封入）×2 特殊（散水）×1 （スナッフイングスチーム）×1 特殊（緊急遮断弁）×3	政令別表第5に 定める消火設備 以外の代替設備 を記載

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

- (ツ) 工事請負者が多数の場合は、主たる工事請負者を記載すること。なお、工事請負者が申請時に未定のときは、記載を要しないが、決定次第記載すること。
- (テ) 20号タンクは、それぞれについて構造設備明細書を添付すること。ただし、型式、容量その他すべてが同一の20号タンクについては、一の構造設備明細書で兼ねることができる。
- (ト) 20号タンクについては、それぞれの区分の構造設備明細書の記載例に準じて記載すること。
 - a 事業の概要欄には、貯蔵する危険物の品名及び化学名(通称名)を記載すること。
 - b 架構内にある20号タンクの防油堤については、鉄筋コンクリート造、流出防止板の構造を記入すること。

イ 屋内貯蔵所

- (ア) 架台の構造は、材質等について記載すること。
- (イ) 採光、照明は、その設備、個数等について記載すること。
- (ロ) 通風、冷房装置等の設備は、種類個数等を記載すること。
- (エ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

ウ 屋外タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所

- (ア) 基礎据付方法の概要は、基礎・地盤の工法、構造及びタンクの据付方法並びに底板を基礎に接して設けるタンクについては、底板外面の腐食防止措置等を記載すること。
- (イ) 形状は、角型、球型又は縦(横)置円筒型の別並びに屋根の形状を記載すること。なお、特殊な形状のタンクは、その形状がわかるよう記載すること。
- (ロ) 常圧、加圧の別は、常圧タンクにあつては、「常圧」、加圧タンクにあつては、「加圧」とし、最大常用圧力を括弧内に記載すること。
- (エ) 寸法は、直径、高さ、鏡等ごとにすべて内寸で記載すること。
- (オ) 容量は、政令第5条で定める計算方法により算出した総容量及び許可容量を記載すること。なお、仕切板によりタンクが2以上に分割されている場合は、その旨を記載すること。タンクの内容積の計算方法については、平成13年3月30日付け消防危42号通知を参照すること。
- (カ) 材質、板厚は、屋根板、側板、間仕切板、底板、アニュラ板、又は鏡板等それぞれについて、材質記号及び板厚を記載すること。
- (キ) 通気管は、その種別(無弁通気管又は大気弁付通気管の別)、数、内径又は作動圧を記載すること。
- (ク) 安全装置は、その種類(安全弁、破裂板等)、数及び作動圧力を記載すること。
- (ケ) 液量表示装置は、危険物の量を自動的に表示する装置の種類(フロート式液面計、透視式液面計等)及び数等を記載すること。
- (コ) 不活性気体の封入設備は、不活性気体の種類及び圧力等を記載すること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

- (サ) タンク保温材は、その材質及び厚さ等を記載すること。なお、保冷タンクにあっても同様に記載すること。
- (シ) 注入口の位置は、遠方注入口を有するものについて記載するものとする。
- (ス) 防油堤の構造は、鉄筋コンクリート造、盛土造の別並びに高さ、壁厚、盛土造の場合は天端幅、法面勾配及び法面保護の方法を記載すること。容量は、告示第4条の2で定められた計算方法により算出した容量を記載すること。排水設備は、水抜口に設ける弁等の種別を記載すること。
- (セ) 防油堤内に設ける仕切堤又は防油堤を結ぶ連結工は、その内容を「防油堤の構造」の欄に記載すること。
- (ソ) ポンプ設備の概要は、附属ポンプの機番、基数及びポンプ室の有無等について記載すること。
- (タ) 配管は、口径、材質、接合方法及びバルブの材質並びに耐震措置及び防食措置について記載すること。
- (チ) 消火設備は、第3種の消火設備を設ける場合は、放出口又は放射ノズルの型式及び数を記載すること。
- (ツ) タンクの加熱設備は、種類等を記載すること。なお、保冷タンクについても同様とする。

エ 地下タンク貯蔵所

- (ア) タンクの外面保護は、使用する材料及び施工方法について記載すること。
- (イ) 危険物の漏れ検知設備は、漏洩検知管のサイズ及び個数について記載し、漏れ防止構造の概要は、地下貯蔵タンクの防水措置（15cm 以上のコンクリート被覆）について記載すること。
- (ウ) 可燃性蒸気回収設備は、その有無を○で囲み、その方式を記載すること。
- (エ) タンク室の概要は、タンク室の壁、底及びふたの構造並びに防水の措置について記載すること。
- (オ) タンク室以外の基礎、固定方法の概要は、基礎コンクリート造の厚さ、固定バンド及びアンカーボルト等について記載すること。
- (カ) 注入口の位置は、直上注入口、又は遠方注入口の別を記載すること。
- (キ) 配管は、屋外タンク貯蔵所の例によるほか、連結部に設ける点検箱の設置状況を記載すること。
- (ク) 消火設備は、種別、個数を記載すること。
- (ケ) その他、製造所・一般取扱所、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所の例によること。

オ 簡易タンク貯蔵所

- (ア) 給油、注油設備は、給油取扱所の例により記載すること。
- (イ) 固定方法は、固定するための材料及び方法を記載すること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

- (ウ) その他、製造所・一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所の例によること。

カ 移動タンク貯蔵所（H9.3.26 消防危第33号通知）

(ア) 車名及び型式の欄

- a 車名は、シャーシメーカーの名称及び型式を記載すること。
- b 型式は、単一車若しくは被牽引車及び積載式若しくは積載式以外の別を記載すること。

(イ) 製造事業所名の欄

移動タンク貯蔵所を製造した事業者名を記載すること。

(ロ) 危険物の欄

- a 類別の項及び品名の項には、それぞれ貯蔵する危険物の類別及び品名を記載するが、2以上の品名の危険物を貯蔵するものにあつては、当該2以上の品名を記載すること。ただし、品名が多数となり、当該欄に記載しきれない場合は、別紙とすることができる。
- b 化学名の項は、貯蔵する危険物の化学名を記入すること。ただし、ガソリン等石油製品のように通常化学名が用いられない物品にあつては、通常用いられる名称を記載すること。

<注> 化学名が用いられない物品の例：ガソリン等の石油製品、塗料。

(エ) タンク諸元の欄

- a 断面形状の項は、移動貯蔵タンクの移動方向に直角の断面の形状について、「楕円形」、「円形」、「角形」、「特殊形状」等と記載すること。
- b 内側寸法の項は、楕円形及び特殊形状のタンクにあつては、その長径を幅とし、短径を高さとして記載し、円形のタンクにあつては、その直径を幅及び高さとして記載すること。
- c 最大容量の項は、タンクの内容積から空間容積を差引いた容積を記載すること。
- d タンク室の容量の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付してタンク室毎の容量を記載すること。
- e 材料の項の材質記号は、タンクの材質が JIS のあるものにあつては、JIS 記号を、JIS のないものにあつては、通常用いられている記号を記載すること。また、材料の項の引張り強さは、当該材質の公称の値を記載すること。なお、S48.3.12 消防予第45号通知により、引張り強さ等の強度計算を要する材料を用いる場合にあつては、当該材質の伸びの値についても記載すること。
- f 板厚については、規格値又は呼び板厚を記載すること。

(オ) 防波板の欄

- a 材料及び板厚の項は、前記（エ）e 及び f に準じて記載すること。
- b 面積比の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、タンク

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

室の移動方向の最大断面積に対する防波板の面積の占める割合を記載すること。
なお、面積比の数値は、小数点第2位を四捨五入すること。

(カ) タンクの最大常用圧力の欄

タンクの最大常用圧力が20 kPa以下のタンクにあつては、「20kPa 以下」と記載し、20kPaを超えるタンクにあつては、最大常用圧力の数値を記載すること。

(キ) 安全装置の欄

a 作動圧力の項は、安全装置の作動圧力を「 $○○ < P \leq ○○$ 」の範囲として記載すること。

b 有効吹き出し面積の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、各室の有効吹き出し面積を記載すること。

(ク) 側面枠の欄

a 材料及び板厚の項は、前記（エ） e 及び f に準じて記載すること。

b 取付角度の項は、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線に下ろした垂線とのなす角度を記載すること。

c 接地角度の項は、側面枠の最外側と移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線と地盤面とのなす角度を記載すること。

d 当板の材料及び板厚の項は、前記（エ） e 及び f に準じて記載すること。

(ケ) 防護枠の欄

材料及び板厚の項は、前記（エ） e 及び f に準じて記載すること。

(コ) 閉鎖装置の欄

装置の有無を○印によって囲むこと。

(ク) 吐出口の位置の欄

吐出口の該当する取付位置を○印によって囲むこと。

(シ) レバーの位置の欄

レバーの該当する取付位置を○印によって囲むこと。

(ス) 底弁損傷防止方法の欄

配管による方法又は緩衝継手による方法等底弁の損傷を防止する方法を、その方法に応じて「配管」、「緩衝継手」、「配管及び緩衝継手」等と記載すること。なお、緩衝継手については、ビクトリックジョイント等の継手名称とすることもできる。

(セ) 接地導線の欄

接地導線の有無を○印によって囲むこと。なお、有の場合は、その長さを記入すること。

(ソ) 緊結装値の欄

当該欄は、積載式移動タンク貯蔵所に限り、記載すること。なお、積載式移動

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

タンク貯蔵所以外のものにあつては、当該記入欄に斜線又は一を引き空欄としないこと。

- a 緊締金具（すみ金具）の項は、有無を○印によって囲むこと。
- b Uボルトの材質記号及び引張り強さの項は、上記（エ）のeに準じて記載し、Uボルトの直径及び本数の項は、直径はネジ山の谷径を、本数はUボルトの個数を記載すること。

(d) 箱枠の欄

上記（エ）のeに準じて記載すること。

(f) 消火器の欄

- a 薬剤の種類は、消火薬剤の種類を「消火粉末」、「二酸化炭素」等と記載すること。
- b 薬剤量の項は、1の消火器の薬剤の量を薬剤の種類ごとに記載すること。この場合、同種類の薬剤で1の消火器の消火薬剤量が異なるときは、それぞれ別の欄にその量を記載すること。
- c 個数の項は、消火器の個数を薬剤の種類及び薬剤量の項の記載内容に合わせて記載すること。

(v) 可燃性蒸気回収設備の欄

可燃性蒸気回収設備の有無を○印によって囲むこと。

(r) 備考の欄

- a 当該移動タンク貯蔵所にホースリールを設置しているものにあつては、その材質、口径、長さを記載すること。
- b 積載式移動タンク貯蔵所で交換タンクコンテナを有するものにあつては、交換タンクの容量及び基数を記載すること。なお、タンクコンテナの構造が異なるものについては、別紙にその構造を記載し添付すること。
- c 保温又は保冷装置を設ける等特殊な構造又は不燃性ガス封入等の設備を有する移動タンク貯蔵所にあつては、その旨及び最大積載重量を記載すること。

キ 屋外貯蔵所

- (r) 区画内面積は、屋外貯蔵所として危険物を貯蔵するために区画する部分の面積を記載すること。なお、塊状の硫黄を貯蔵する場合で、2以上の囲いを設けるものにあつては、それぞれの囲いの面積及び貯蔵面積を併記すること。
- (i) さく等の構造は、区画を明確にするために使用する囲いの材料、高さ及び構造等について記載すること。なお、塊状の硫黄を貯蔵するものにあつては、シートの固着装置の設置間隔及び固着方法等を併記すること。
- (r) 地盤面の状況は、地盤面の構造、周囲の地盤との高低差又は排水溝の形状等について記載すること。なお、塊状の硫黄を貯蔵するものにあつては、分離槽の構造について記載すること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

- (エ) 架台の構造は、材質、高さ固定方法及び落下防止措置等について記載すること。
- (オ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

ク 給油取扱所

- (ア) 間口、奥行は、給油空地の間口、奥行の距離を記載すること。
- (イ) 敷地面積は、給油取扱所の周囲に設ける塀及び道路境界線で囲まれた部分の面積を記載すること。
- (ウ) 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造欄及び建築物の用途別面積欄の記入要領については、次によること。
 - a 建築面積の項は、建築基準法による建築面積を記入し、キャノピー面積を含める。(両端からそれぞれ1m後退して面積を算定する。)
 - b 水平投影面積の項は、キャノピー、事務所の軒、ひさし等の水平投影面積も加算する。ルーバー（ルーバー間の間隔が微小である場合は、空間部分も含めて水平投影面積に算入しても差し支えない。）、はり及びアーチ類等（部材幅寸法50cm以上のもの）についても原則として算入することとする。
 - c 1号用途の項は、ポンプ室、油庫等の床面積を記入する。
 - d 2号の項は、事務室、販売室（サービスルーム）、休憩室（控室）、トイレ、倉庫等の床面積を記入する。なお、倉庫の用途が3号に属する場合には、3号用途の項に記入する。
 - e 3号の項は、リフト室、コンプレッサー室等の床面積を記入する。
 - f 4号の項は、洗車場等の床面積を記入する。
 - g 5号の項は、住居、本店事務所等の床面積を記入する。
 - h 6号の項は、消防法施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項及び(15)項までに掲げる防火対象物の用途の床面積を記入する。
- (エ) 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、製造所・一般取扱所の記載例によること。
- (オ) 固定給油設備等の欄については、次によること。
 - a 型式は、メーカー名、型式及びホース長さを併記すること。
 - b 数は、設置される固定給油設備の型式ごとの設置数を記載すること。
 - c 道路境界線からの間隔は、道路境界線と直角に各固定給油設備の中心までの距離を記載すること。
 - d 敷地境界線からの間隔は、敷地境界線又は塀と各固定給油設備の中心までの最短距離を記載すること。
- (カ) 附随設備の概要は、規則第25条の5に定める自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備及び混合燃料油調合器のほか、セルフ関連設備等給油取扱所の業務を行うため設置された機械設備及び数量等を記載すること。

第2章 申請手続き及び方法

第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

- (キ) 避難設備は、その種類等を記載すること。
- (ク) 事務所等その他火気使用設備は、建築物内におけるすべての火気使用設備（季節的な使用を含む。）の使用場所、種類及び個数を記載すること。
- (ケ) 排水設備は、排水溝及び油分離装置の構造又は型式、基数等を記載すること。
- (コ) タンク設備は、それぞれの区分ごとに、容量及び基数を記載すること。
- (カ) 可燃性蒸気回収設備については、その有無を○で囲むこと。
- (シ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

ケ 販売取扱所

- (ア) 建築物の構造は、販売取扱所を設ける建築物全体について記載すること。
- (イ) 店舗部分の構造は、販売取扱所として規制を受ける部分について記載すること。
- (ウ) 配合室は、その面積及び排出設備の種類、能力等の概要を記載すること。
- (エ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

コ 移送取扱所

- (ア) 配管の設置は、それぞれ該当の有無を○で囲むこと。
- (イ) 配管の諸元は、それぞれの項目について記載すること。なお、配管が2以上の条数となる場合は、別紙にそれぞれの内容を記載すること。この場合、「別紙」とのみ記載し、空欄としないこと。
- (ウ) 保安設備は、それぞれ該当する項目について記載すること。
- (エ) ポンプ設備は、該当するポンプについて記載すること。なお、ポンプが2以上設置されている場合は、別紙に必要な内容を記載すること。この場合、「別紙」とのみ記載し、空欄としないこと。
- (オ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

6 申請等の取り下げ・許可の撤回

(1) 申請等の取下げ

消防法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下されるまでに、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、製造所等許可取下申請書を提出すること。

ア 手数料は返却しないものであること。（変更許可申請に伴い仮使用承認申請書が提出されている場合も手数料は返却しないものであること。）

(2) 許可の取消し

消防法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下された後に、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、製造所等許可取消申請書を提出すること。

ア 製造所等許可取消申請書が提出された場合は、現場の確認等必要に応じて現地調査を行うこと。

イ 交付した許可指令書及び許可申請書の副本を返却すること。

ウ 手数料は返却しないものであること。（変更許可申請に伴い仮使用承認申請書が提出されている場合も手数料は返却しないものであること。）